

# 参考資料

# その他自立支援、子どもの貧困対策 について

# ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト（課題と対応）

## 現状・課題

- 経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯が増加傾向
- これらの方の自立のためには、
  - ・ 支援が必要な方に行政のサービスを十分に行き届けること
  - ・ 複数の困難な事情を抱えている方が多いため一人一人に寄り添った支援の実施
  - ・ ひとりで過ごす時間が多い子供達に対し、学習支援も含めた温かい支援の実施
  - ・ 安定した就労による自立の実現が必要。

- 昭和63年から平成23年の25年間で母子世帯は1.5倍、父子世帯は1.3倍（母子世帯84.9万世帯→123.8万世帯、父子世帯17.3万世帯→22.3万世帯）
- 母子世帯の80.6%が就業しており、そのうち47.4%はパート、アルバイト等
- 母子世帯の平均年間就労収入（母自身の就労収入）は181万円、平均年間収入（母自身の収入）は223万円

## 対応

就業による自立に向けた就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な支援を充実。

### ① 支援につながる

- ◆ 自治体窓口のワンストップ化の推進

### ② 生活を応援

- ◆ 子どもの居場所づくり
- ◆ 児童扶養手当の機能の充実
- ◆ 養育費の確保支援
- ◆ 母子父子寡婦福祉資金の見直し
- ◆ 多子世帯・ひとり親世帯の保育所等利用における負担軽減

### ③ 学びを応援

- ◆ 教育費負担の軽減
- ◆ 子供の学習支援の充実
- ◆ 学校をプラットフォームとした子供やその家庭が抱える問題への対応

### ④ 仕事を応援

- ◆ 就職に有利な資格の取得促進
- ◆ ひとり親家庭の親の就労支援
- ◆ ひとり親が利用しやすい能力開発施策の推進
- ◆ 非正規雇用労働者の育児休業取得促進

### ⑤ 住まいを応援

- ◆ ひとり親家庭等に対する住居確保の支援

### ⑥ 社会全体で応援

- ◆ 「子供の未来応援国民運動」の推進
- ◆ 子供の未来応援地域ネットワーク形成支援

平成28年通常国会において  
児童扶養手当法改正法が成立

# 生活保護受給者に対する子どもの貧困関連施策

## 教育・生活の支援

### ○ 教育扶助等の支給

- ・ 義務教育に伴って必要な費用を支給。  
教育扶助基準(月額):2,210円(小)、4,290円(中)  
学習支援費(月額):2,630円(小)、4,450円(中)  
入学準備金:40,600円(小)、47,400円(中) 等

### ○ 高等学校等就学費の支給

- ・ 高等学校等に進学する場合に高等学校等就学費を支給。  
基本額(月額):5,450円、学習支援費(月額):5,150円  
入学料及び入学考査料 等

### ○ 学習支援事業の実施(生活困窮者自立支援法により法定化(平成27年4月施行))

- ・ 生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子どもに対して、進路相談、中退防止のための支援、子どもの居場所づくりに関する支援を含む学習支援の実施。実施自治体:300自治体(平成27年度)  
平成28年度は、高校中退防止及び家庭訪問の取組を強化。

### ○ 子どもの学習塾等費用の収入認定除外(平成27年10月から実施)

- ・ 生活保護世帯の高校生等の奨学金、アルバイト収入を学習塾等の費用に充てる場合には収入認定から除外。

## 経済的支援

### ○ 大学等の進学費用の収入認定除外

- ・ 以下の収入について、本人の高校卒業後の大学等の進学にかかる経費に充てられる場合には、収入認定から除外。  
生活保護世帯の高校生のアルバイト収入(平成26年4月から実施)  
奨学金を含む恵与金・貸付金(平成28年7月から実施)

### ○ 児童養育加算の支給(児童手当相当)

- ・ 児童の養育に当たる者に支給。  
第1子及び第2子 月額:10,000円(3歳未満:15,000円)  
第3子以降 月額:10,000円(小学校修了前:15,000円)

### ○ 母子加算の支給

- ・ 父子又は母子世帯に支給。  
第1子 月額:22,790円(1級地の場合)、第2子以降加算有

## 保護者に対する就労の支援

### ○ 就労支援事業等の実施

- ・ 就労支援員による支援や、ハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の者への支援などきめ細かい支援を実施。

### ○ 就労や自立に向けたインセンティブの強化

#### ① 就労活動促進費の支給(平成25年8月から実施)

- ・ ハローワークでの求職活動など、自ら積極的に就労活動に取り組む者に対して支給。※月額5千円 原則6カ月(最長12カ月)

#### ② 就労自立給付金の支給(平成26年7月から実施)

- ・ 就労による自立を促進するため、安定した就労を得たこと等により保護廃止に至った者に対して支給。  
※上限額 単身世帯10万円、多人数世帯15万円

### ○ 親の学び直しの支援

- ・ 生活保護を受給しているひとり親家庭の親に対し、一定の要件の下、高等学校等就学費を支給。

### ○ 基礎控除の引き上げ(平成25年8月から実施)

- ・ 就労収入のうち一定額を収入から控除し、収入の一部を手元に残す勤労控除のうち、基礎控除の引き上げ。  
※ 8,000円 → 15,000円

## 【参考】生活保護世帯に属する子供の貧困に関する指標(平成27年4月時点)

指標	生活保護世帯	(参考)全世帯
① 高等学校等進学率	92.8%	98.8%
② 高等学校等中退率	4.5%	1.5%
③ 大学等進学率(専修学校等を含む)	33.4%	73.2%
④ 就職率(中学校卒業後)	1.7%	0.3%
⑤ 就職率(高等学校等卒業後)	45.5%	18.2%

※ 実線は、「子供の貧困対策に関する大綱」(平成26年8月29日閣議決定)に掲載のある施策。

点線は、「子供の貧困対策に関する大綱」に掲載されていない施策。

# 子どもの生活・学習支援事業(居場所づくり)

※平成29年度予算額 母子家庭等対策総合支援事業費補助金(11,400百万)の内数

## 現状と課題

- ひとり親家庭の子どもは、親との離別・死別等により精神面や経済面で不安定な状況に置かれるとともに、日頃から親と過ごす時間が限られ、家庭内でのしつけや教育等が十分に行き届きにくい。
- ひとり親家庭の子どもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、ひとり親家庭の子ども生活向上を図ることが求められている。

## 対応

※平成28年度から実施

- 放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもに対し、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、食事の提供等を行い、ひとり親家庭の子ども生活向上を図る自治体の取組を支援する。
- 自治体から委託を受けたNPO法人等が、地域の実情に応じて、地域の学生や教員OB等のボランティア等の支援員を活用し、児童館・公民館や民家等において、事業を実施する。

### <イメージ>

地域の支援スタッフ  
(学生・教員OB等)



<実施場所>  
児童館、公民館、民家等



### <支援の内容(例)>

学習支援    遊び等の諸活動    調理実習    食事の提供



※食材の確保は地域の協力を得る

※平成27年度補正予算で学習支援等を行う場所を開設するために必要な備品の購入費用等を補助。



# 子どもの学習支援事業について

※平成29年度予算 : 35億円

## 事業の概要

- 「貧困の連鎖」を防止するため、生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に学習支援事業を実施。
- 各自治体が地域の実情に応じ、創意工夫をこらし実施(地域資源の活用、地域の学習支援ボランティアや教員OB等の活用等)。
- 平成28年度においては、高校中退防止及び家庭訪問の取組を強化。

## 支援のイメージ

- ▶ 将来の自立に向けた包括的な支援：単に勉強を教えるだけではなく、居場所づくり、日常生活の支援、親への養育支援などを通じて、子どもの将来の自立に向けたきめ細かで包括的な支援を行う。
- ▶ 世帯全体への支援：子どもの学習支援事業を入口として、必要に応じて自立相談支援事業等と連携することで世帯全体への支援を行う。

## <子どもの課題とその対応>

### 学習面

- 高校進学のための学習希望
- 勉強、高校卒業、就労等の意義を感じられない

#### 学習支援・進路相談

- 日々の学習習慣づけ、高校進学支援
- 進路を考えるきっかけづくり

#### 高校中退防止の取組

- 定期面談等によるきめ細かなフォロー
- 定時制高校等の選択肢の情報提供等

### 生活面

- 家庭に居場所がない
- 生活習慣や社会性が身についていない

#### 家庭訪問の取組

- 集合型に出てこられない子どもへの早期アプローチ
- 家庭状況の確認と改善
- 親への養育支援等へつなげる

#### 居場所づくり・日常生活支援

- 学校・家庭以外の居場所づくり
- 生活習慣の形成支援



## <家庭の課題とその対応>

### 親の養育

- 子の養育についての知識・関心の薄さ

#### 親への養育支援

- 公的支援等の情報提供
- 子どもの将来を考えるきっかけづくり

### 世帯の状態

- 家庭が困窮状態にある

#### 世帯全体の支援

- 自立相談支援事業との連携

子どもの学習支援事業を通じて、子ども本人と世帯の双方にアプローチし、  
子どもの将来の自立を後押し(貧困の連鎖防止)



# 子どもの学習支援事業の利用状況

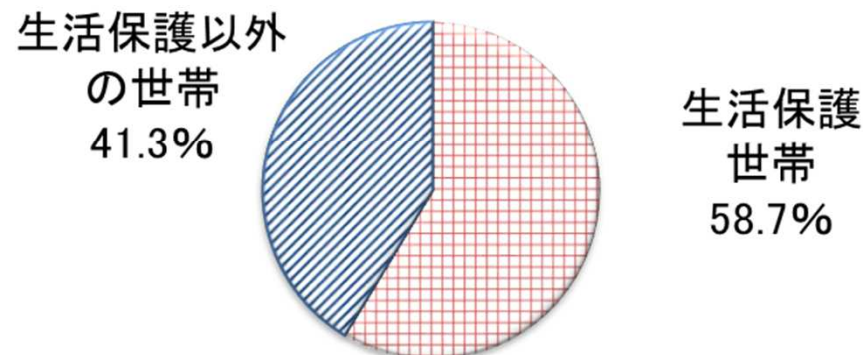
- 平成27年度に子どもの学習支援事業を利用した者は20,421人(実人数)であり、そのうち生活保護世帯が11,978人(58.7%)、生活保護以外の世帯が8,443人(41.3%)。
- 生活保護世帯を支援対象としている自治体が94.7%あり、生活保護以外の世帯属性としては、就学援助受給世帯を支援対象としている自治体(42.5%)が最も多く、次いでひとり親家庭(40.5%)となっている。

## 1. 子どもの学習支援事業の利用者数



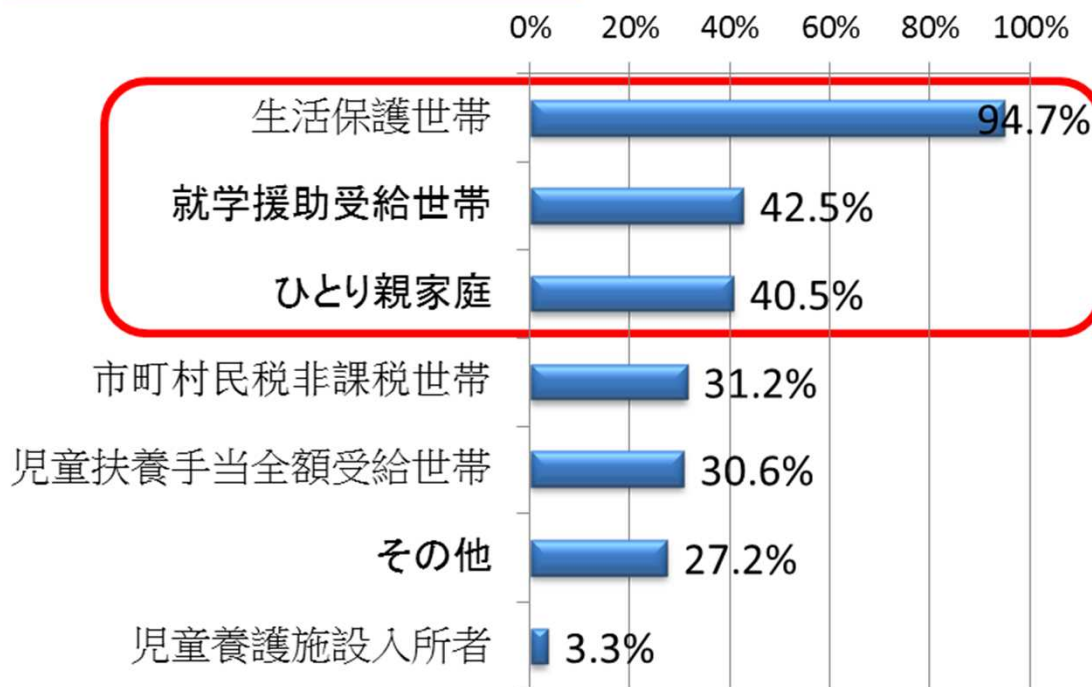
## 2. 事業利用者の属性

(n=20,421)



## 3. 事業対象者の属性

(n=301、複数回答)



## 4. 学習支援等の実施状況

	学習支援	居場所の提供	高校中退防止	訪問支援
箇所数(拠点数)	950カ所			
年間実施回数	26,936回	19,124回	11,740回	26,614回
利用人数(実人数)	16,817人	6,548人	1,300人	4,930世帯

# 高等学校等就学支援金交付金等

平成29年度予算額 3,668億円（平成28年度予算額 3,680億円）

<内訳>	高等学校等就学支援金交付金（新制度・旧制度）	3,624億円
	公立高等学校授業料不徴収交付金（旧制度）	0.2億円
	高等学校等就学支援金事務費交付金	44億円

## 概要

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等の授業料に充てるために高等学校等就学支援金を支給（学校設置者が代理受領）することで、家庭の教育費負担の軽減を図る。

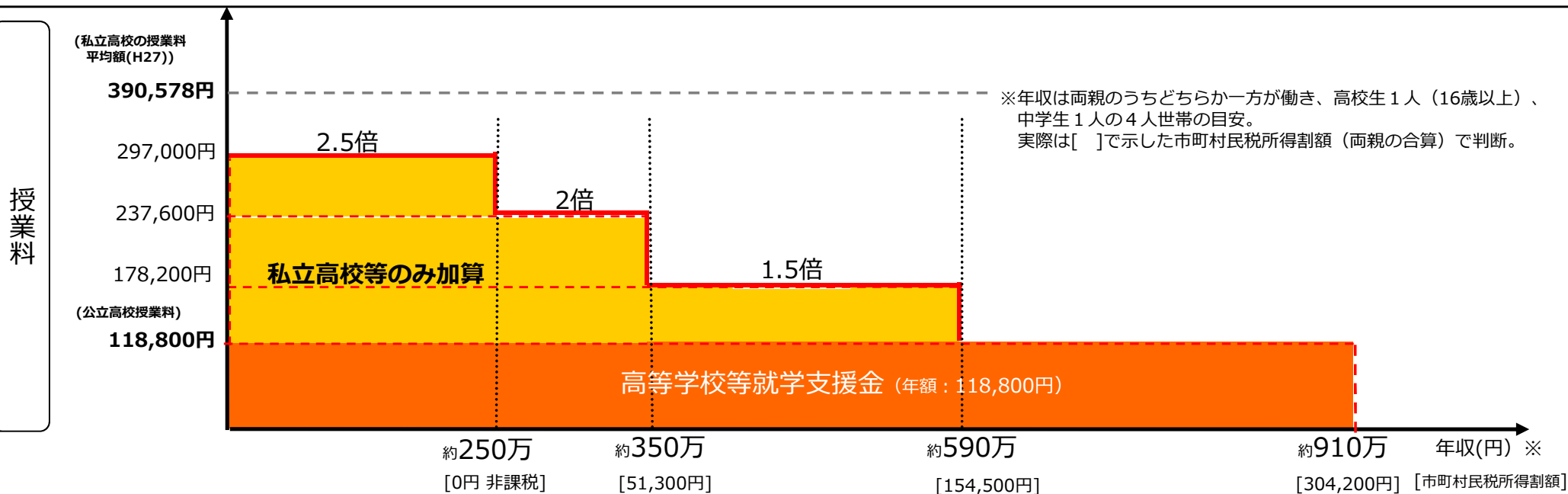
### ◆対象となる学校種

国公立の高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年生）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校、海上技術学校。

◆支給資格要件として所得制限を設け、年収約910万円（市町村民税所得割額 304,200円）以上の世帯の生徒については、就学支援金を支給しない。

◆支給額は年額118,800円を上限とするが、私立高校に通う低所得世帯及び中所得世帯の生徒等については、所得に応じて59,400円～178,200円を加算して支給。

※ 平成29年度においては生徒数の減少及び定時制・通信制の4年生が新制度に移行することなどに伴う減を反映。  
（受給者数の減：約1.8万人）





# 高校生等奨学給付金の充実

平成29年度予算額 : 136億円【5億円増】  
 平成28年度予算額 : 131億円

## 施策内容

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等奨学給付金により支援を行う。(国庫負担1/3)

※授業料以外の教育費とは、教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、入学学用品費、教科外活動費 など

- 生活保護受給世帯及び非課税世帯の高校生等に対して給付金を支給。なお、特に家庭の教育費の負担が大きい15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合には、給付額を増額。



## 平成29年度予算概要

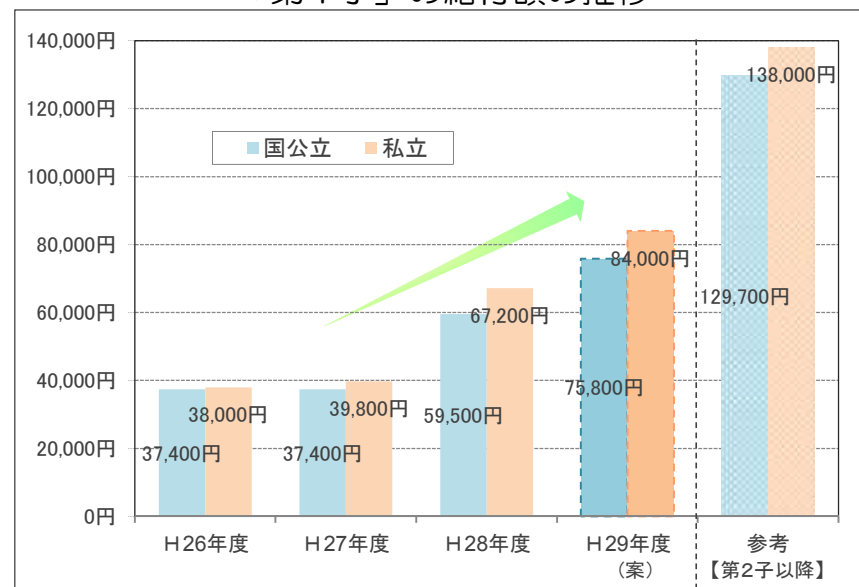
◎高等学校等の生徒数及び申請者数の減少に伴い給付対象(予定)者数が減少【8.6億円減】

給付対象(予定)者数 : 47.8万人 ⇒ 45万人 (▲2.8万人)

◎非課税世帯 全日制等(第1子)の給付額の増額【13.6億円増】

世帯区分	給付額(年額)			
生活保護受給世帯 全日制・通信制	国公立	32,300円	私立	52,600円
非課税世帯 全日制等(第1子)	国公立	59,500円 ↓(+16,300円) 75,800円	私立	67,200円 ↓(+16,800円) 84,000円
非課税世帯 全日制等(第2子以降) <small>※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合</small>	国公立	129,700円	私立	138,000円
非課税世帯 通信制	国公立	36,500円	私立	38,100円

「第1子」の給付額の推移



家庭の経済状況にかかわらず、誰もが安心して教育を受けられるよう、低所得世帯の更なる教育費負担の軽減を図る。

## 給付型奨学金制度の創設

- ✓ 経済的な理由で進学を断念せざるを得ない生徒の進学を後押し
- ✓ 特に経済的に厳しい者(私立自宅外生, 児童養護施設退所者等)を対象に29年度から先行実施。本格実施は30年度から。

- ※ 進学後の学業状況を毎年度確認し、学生の努力を促す仕組みを導入
- ※ (独)日本学生支援機構に基金を造成して制度を安定的に運用

平成29年度  
先行実施

対象拡大

平成30年度  
本格実施

対象	私立自宅外生	児童養護施設退所者等	大学、短期大学、高専(4・5年) 専門学校の学生・生徒 (高校3年次に予約採用)
給付基準	<b>【学力・資質】</b> 十分に満足できる高い学習成績を収めている  <b>【家計】</b> 住民税非課税世帯	<b>【学力・資質】</b> 大学等における学修に意欲があり、進学後に特に優れた学習成績を収める見込み  <b>【家計】</b> —	<b>【学力・資質】</b> 各高校等が定める基準に基づき推薦(成績基準の目安等はガイドライン※を作成)  ※以下のいずれかの要件を満たす者から推薦 ①十分に満足できる高い学習成績を収めている ②教科以外の学校活動等で大変優れた成果、教科の学習で概ね満足できる成績を収めている  ※社会的養護を必要とする学生への配慮  <b>【家計】</b> ・住民税非課税世帯
給付月額	4万円	①国公立3万円 ②私立4万円	①国公立(自宅) 2万円 ②国公立(自宅外) 3万円 ③私立(自宅) 3万円 ④私立(自宅外) 4万円
※児童養護施設退所者等には入学金相当額(24万円)を別途給付 ※国立で授業料減免を受けた場合は減額			

## 無利子奨学金の大幅な充実

- ✓ 非課税世帯学生について、成績基準を実質的に撤廃  
給付対象者以外の進学者も、無利子奨学金の貸与対象に(約2万人)
- ✓ 貸与基準を満たしているにもかかわらず、貸与を受けられなかった者(残存適格者)を解消  
予算上の制約から貸与できなかった者が約2.4万人(H28年度)
- ✓ 卒業後の所得に応じた返還月額を設定できる  
所得連動返還型制度を導入 最低返還額は2千円から

## 予算額・対象規模

### <平成29年度所要額(給付型奨学金)>

区分	給付人員	所要額
給付型(先行実施時)	約2800人	15億円 (29年度は基金として70億円を措置)

※ 本格実施後の予算規模(予定) 約220億円

### <対象規模(一学年あたり)>

給付型奨学金	無利子奨学金
進学者 2万人【新規】※ (本格実施時)	進学者 15.1万人 (平成28年度10.7万人)

※ 給付型の対象規模は非課税世帯の奨学金受給者4.5万人の半数程度

**【給付型奨学金の学校推薦枠の割り振り方法】**  
各高校等に1人を割り振った上で、残りの枠の数を各高校等の非課税世帯の奨学金貸与者数を基に配分

# 生活福祉資金貸付制度の概要

## 制度概要

【創設年度】 昭和30年度

【実施主体】 都道府県社会福祉協議会

【目的】 低所得者、障害者又は高齢者に対し、資金の貸付けと必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とする。

【貸付対象】 (低所得世帯)・・・必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯(市町村民税非課税相当)  
(障害者世帯)・・・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者等の属する世帯  
(高齢者世帯)・・・65歳以上の高齢者の属する世帯

【貸付資金の種類】

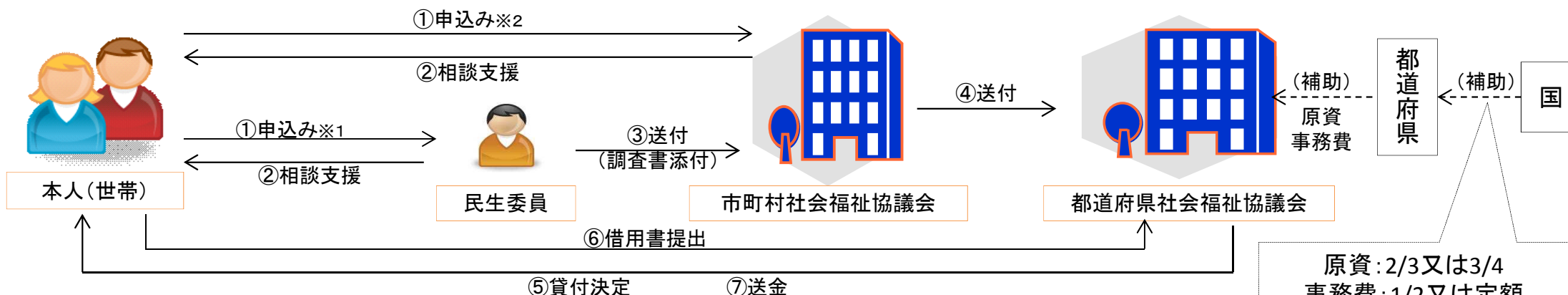
- ・総合支援資金 (生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費)
- ・福祉資金 (福祉費、緊急小口資金)
- ・教育支援資金 (教育支援費、就学支度費)
- ・不動産担保型生活資金 (不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金)

【貸付金利率】

- ・連帯保証人を立てた場合 無利子
- ・連帯保証人を立てない場合 年1.5%

注1 教育支援資金、緊急小口資金は無利子  
注2 不動産担保型生活資金は年3%又は長期プライムレート(H24.4.1時点 年1.35%)のいずれか低い利率

## 貸付手続きの等の流れ



※1 福祉費、教育支援資金は、民生委員に申込み

※2 総合支援資金、緊急小口資金、不動産担保型生活資金は、市町村社会福祉協議会に申込み



# ひとり親家庭に対する主な就業支援について(平成28年度)

## 就業相談・職業紹介等

### ハローワークにおける職業紹介等

- 就業支援ナビゲーター等による個別支援
- トライアル雇用の活用
- 公的職業訓練の受講あっせん

### マザーズハローワーク事業 (189か所)

- 母子家庭の母等の支援機関への出張相談、託児付きセミナーの開催

### ハローワークに福祉人材コーナーを設置 (74か所)

- 福祉分野(介護・医療・保育)について担当者制も活用した職業相談・職業紹介
- 同コーナーを設置していないハローワークにおいても、求人情報の提供や必要に応じて福祉人材コーナーの利用勧奨等を実施。

## 母子家庭等就業・自立支援センター事業

- 就業相談、職業紹介の実施、就業情報の提供を実施
- 就業準備に関するセミナー等の開催
- 養育費の取得率の向上を図るための特別相談を実施
- 母子家庭等就業・自立支援センターにおいて職業訓練に参加するひとり親の子どもの託児サービスを提供
- 自営型の在宅就業を希望するひとり親家庭の親が、業務を行いながら独り立ちに向けたノウハウを蓄積できるように、在宅就業コーディネーターによる支援を実施

## 被保護者就労支援事業

- 被保護者の自立の促進を図ることを目的とし、被保護者の就労の支援に関する問題について、被保護者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行う事業を実施。

## 被保護者就労準備支援事業

- 就労意欲が低い者や基本的な生活習慣に課題を有する者など、就労に向けた課題をより多く抱える被保護者に対し、一般就労に向けた準備として、就労意欲の喚起や一般就労に従事する準備としての日常生活習慣の改善を、計画的かつ一貫して実施。

## 母子・父子自立支援プログラム策定事業

- 個々の母子家庭及び父子家庭の状況・ニーズに対応した自立支援プログラムを策定、また、必要に応じてプログラムで策定した目標を達成した後もアフターケアを実施することにより、きめ細やかな自立支援を行う。

## 職業訓練等

### 国及び都道府県が行う公共職業訓練

- 託児サービスを付加した訓練の実施。
- 訓練受講生のうち、自立支援プログラムの対象者に対し、ビジネスマナーや職業適性検査等の準備講習を付加した職業訓練を実施。
- 母子家庭の母等の特性に応じた訓練コースを実施。

## 給付金等

### 職業転換給付金 (訓練手当、職場適応訓練費)

- 母子家庭等の母になって3年以内に安定所に出頭して求職の申込みをし、安定所長の指示により職業訓練を受ける者等に支給

### 高等職業訓練促進給付金等事業

- 1年以上の養成機関に修業する間の生活費の負担軽減のための給付金を支給
  - ・支給額  
市町村民非課税世帯月額：100,000円  
// 課税世帯月額：70,500円
  - ・支給期間  
修学する期間の全期間(上限3年)

### 高等職業訓練促進資金貸付事業

- 高等職業訓練促進給付金を受給する者に対して、入学準備金(50万円)及び就職準備金(20万円)を貸付。5年間就業を継続した場合、返還免除とする。

### 自立支援教育訓練給付金事業

- 教育訓練講座修了後に受講費用の60%を支給

### 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

- 高卒認定試験合格のための講座修了後に受講費用の20%を支給
- 高卒認定試験に合格した場合に受講費用の40%を支給(最大、受講費用の6割を支給(上限15万円))

### 母子父子寡婦福祉貸付金

- 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の自立を促進するため、修学資金や生活資金等を貸付け(平成26年10月1日から父子家庭を対象)

## 求職者支援制度

- 雇用保険を受給できない方々等に対する職業訓練(求職者支援訓練等)の実施
- 求職者支援訓練において、託児サービスを付加した訓練を新設。
- 職業訓練期間中の給付【職業訓練受講給付金】  
(受講手当月10万円、通所手当(通所経路に応じた所定額))※一定の支給要件あり

## 雇用保険給付(被保険者)

### 基本手当

- 労働契約が更新されずに離職した有期労働者等について、受給資格要件の緩和(被保険者期間12月→6月)及び解雇等と同様の手厚い給付を行う
- 解雇等による離職者について、年齢や地域等の要件を満たし、積極的に求職活動を行っている場合に、給付日数を延長(60日分)

### 再就職手当

- 早期に安定した職業に再就職した場合は支給残日数の60%~70%を支給  
給付額：基本手当日額×支給残日数×60%~70%  
(平成29年1月1日以降の給付率)

### 教育訓練給付制度

- 一般教育訓練を受講修了した場合に訓練経費の20%を支給
- 専門実践教育訓練を受講した場合に、修了する見込みで受講している方と修了した方に、6か月ごとに訓練経費の40%を支給  
受講修了し、資格取得等を行い、受講修了日の翌日から1年以内に一般被保険者として雇用された場合、訓練経費の20%を追加支給

## 母子家庭の母等を雇用する事業主に対する支援

### 助成金

#### 特定求職者雇用開発助成金

- 母子家庭の母等又は父子家庭の父をハローワーク等の紹介により雇入れた事業主に対して、賃金相当額の一部を助成

#### トライアル雇用奨励金

- 母子家庭の母等又は父子家庭の父をハローワーク等の紹介により試用雇用(原則3か月)した事業主に対して月額最大5万円を支給

#### キャリアアップ助成金

- 有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用の労働者(正規雇用の労働者以外の無期雇用労働者を含む。)の企業内のキャリアアップを促進するため、正社員化、人材育成、処遇改善の取組を実施した事業主に対して包括的に助成  
①正社員化コース ②人材育成コース ③処遇改善コース

- ※事業主が母子家庭の母等又は父子家庭の父の有期契約労働者等に対して、①の取組を実施した場合、一定額を支給額に上乗せする

#### 両立支援等助成金

- 仕事と家庭の両立支援に取り組む事業主に対して、両立支援等助成金を支給<両立支援等助成金>
  - 事業所内保育施設設置・運営等支援助成金
  - 出生時両立支援助成金
  - 介護離職防止支援助成金
  - 中小企業両立支援助成金
    - ①代替要員確保コース
    - ②育休復帰支援プランコース

※黒地に白抜の事項が母子家庭等に係る特別対策



# ひとり親家庭の子育て・生活支援関係の主な事業

事業名		支援内容	実績等
母子・父子自立支援員による相談・支援		ひとり親家庭及び寡婦に対し、生活一般についての相談指導や母子父子寡婦福祉資金に関する相談・指導を行う。	(勤務場所) 原則、福祉事務所 (配置状況) 1,710人 (常勤466人 非常勤1,244人) (相談件数) 751,507件
ひとり親家庭等日常生活支援事業		修学や疾病などにより家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員の派遣等を行う。	(派遣延件数) 33,889件
ひとり親家庭等生活向上事業	相談支援事業	ひとり親家庭等が直面する様々な課題に対応するために相談支援を行う。	(相談延件数) 23,541件
	家計管理・生活支援講習会等事業	家計管理、子どものしつけ・育児や健康管理などの様々な支援に関する講習会を開催する。	—
	学習支援事業	高等学校卒業程度認定試験の合格のために民間事業者などが実施する対策講座を受講している親等に対して、補習や学習の進め方の助言等を実施する。	—
	情報交換事業	ひとり親家庭が定期的に集い、お互いの悩みを相談しあう場を設ける。	(開催回数) 366回
	子どもの生活・学習支援事業	ひとり親家庭の子どもに対し、放課後児童クラブ等の終了後に基本的な生活習慣の習得支援、学習支援や食事の提供等を行い、ひとり親家庭の子どもの生活の向上を図る。	—
母子生活支援施設		配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。	施設数: 232か所 定員: 4,740世帯 現員: 3,330世帯 (児童5,479人)
子育て短期支援事業		児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を児童養護施設等で預かる事業。	ショートステイ実施 : 740箇所 トワイライトステイ実施 : 375箇所

(注)実績等について 母子・父子自立支援員:平成27年度末現在、母子生活支援施設:平成28年10月1日現在、

子育て短期支援事業:平成27年度変更交付決定ベース、ひとり親家庭等日常生活支援事業及びひとり親家庭等生活向上事業:平成27年度実績

# 高校生等の収入認定除外等の取扱いについて

- 生活保護制度は、利用し得る資産・能力その他あらゆるものを活用することを前提として行われる制度であるため、金銭収入は全て収入として認定するのが原則。
- 一方で、生活保護の目的である自立助長の観点から、特定の金銭収入について、支給の趣旨、当該世帯の自立の可能性を考慮し、自立更生のために使われた分については収入認定から除外することとしている。

	保護費のやり繰りによる預貯金	収入認定除外(恵与金・貸付金)	収入認定除外(アルバイト収入)
使用目的	・生活保護の趣旨目的に反しないと認められるもの	・被保護世帯の自立更生	・被保護世帯の自立更生 ・就労の意義の理解や社会性の向上など子どもの自立意欲の喚起(H26.4～)
考え方	・同上	・高等学校等就学費の支給対象とならない、又は賄いきれない経費であって、就学のために必要な最小限度の額 ・就労や早期の保護脱却に資する経費(H28.7～)	・高等学校等就学費の支給対象とならない、又は賄いきれない経費であって、就学のために必要な最小限度の額 ・就労や早期の保護脱却に資する経費(H26.4～)
具体例	・私立学校の授業料 ・クラブ活動費 ・参考書代 ・修学旅行費 ・学習塾費(H27.10～) ・大学等入学料、自動車運転免許取得経費、就労・就学に伴う転居費用(H25.4～)等	・私立学校の授業料 ・クラブ活動費 ・参考書代 ・修学旅行費 ・学習塾費(H27.10～) ・大学等入学料、自動車運転免許取得経費、就労・就学に伴う転居費用等(H28.7～)	・私立学校の授業料 ・クラブ活動費 ・参考書代 ・修学旅行費 ・学習塾費(H27.10～) ・大学等入学料、自動車運転免許取得経費、就労・就学に伴う転居費用(H26.4～)等

# 医療扶助の適正化・健康管理について



# 生活保護の医療扶助について

生活保護制度では、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、医療扶助として医療を提供。

## 医療扶助の対象

- 生活保護受給者は、国民健康保険の被保険者から除外されているため、ほとんどの生活保護受給者の医療費はその全額を医療扶助で負担。
- ただし、①障害者総合支援法等の公費負担医療が適用される者や、②被用者保険の被保険者又は被扶養者については、各制度において給付されない部分が医療扶助の給付対象。
  - \* 被保護者の被用者保険加入率は2.4%（平成18年被保護者全国一斉調査）

## 医療扶助の範囲・方法

- 医療扶助は、① 診察、② 薬剤又は治療材料、③ 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術、④ 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護、⑤ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護、⑥ 移送の範囲内で実施。
- 医療扶助は、原則として、現物給付。

## 指定医療機関、診療方針、診療報酬

- 医療扶助による医療の給付は、生活保護法の指定を受けた医療機関等に委託して実施。
- 指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、別に定める場合を除き、国民健康保険の例による。



# 生活保護法の医療扶助の現状について

## 【医療扶助人員数、医療扶助費の状況】

生活保護受給者の約8割が医療扶助を受け、その費用は生活保護費全体の約5割を占めている。

	被保護人員 (人)	医療扶助人員 (人)	医療扶助率
	平成27年度	2,163,753	

生活保護費	医療扶助費 総額	生活保護費のうち医療扶助費の占める割合
	36,977億円	

※ 被保護人員・医療扶助人員は、それぞれ、毎月の生活保護を受給している人員、医療扶助を受給している人員を足し上げて12で除した数(1か月平均)を計上(生活保護速報より)

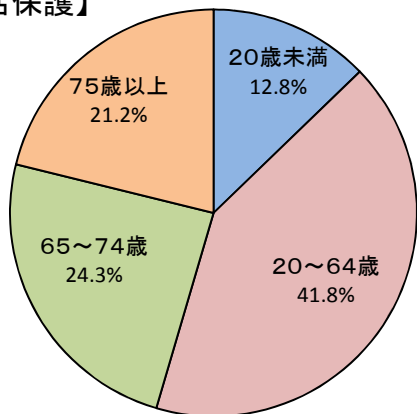
医療扶助費は、医療扶助に要した実績費用を計上。

# 医療扶助の特性

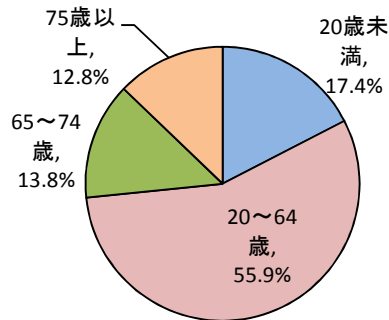
## ○年齢階級別被保護者数構成割合(平成27年7月)

被保護者の年齢別の割合をみると、65歳以上の者が4割以上を占めている。

### 【生活保護】



### 【参考】総人口

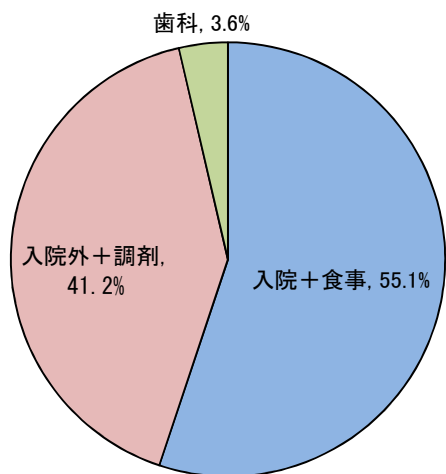


資料: 被保護者調査(平成27年)、国勢調査(平成27年)

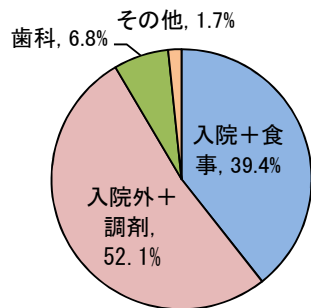
## ○診療種別医療扶助費構成割合

医療扶助費の約6割を入院が占めている。

### 【生活保護】



### 【参考】国民医療費

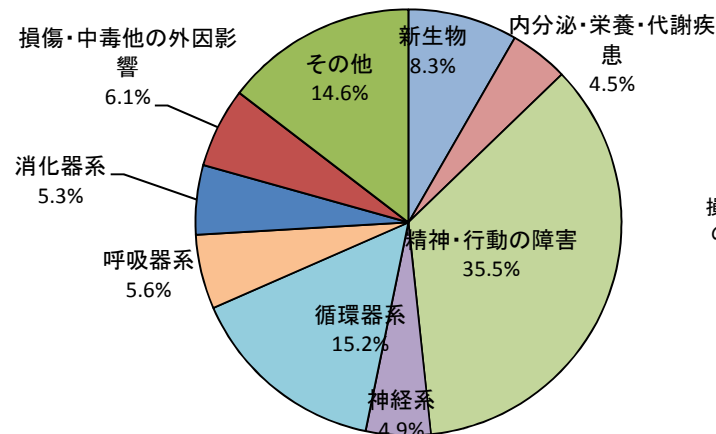


資料: 医療扶助実態調査(平成27年)、国民医療費の概況(平成26年)

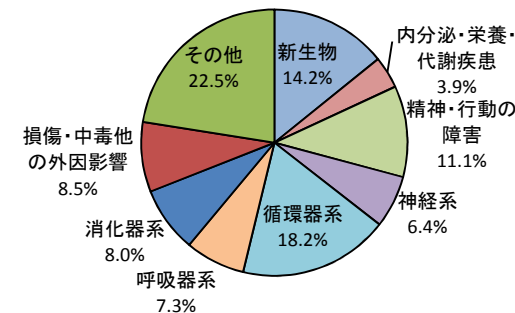
## ○医療扶助における傷病分類別レセプト件数の構成割合<入院>

医療保険に比べ、精神・行動の障害の割合が高い。

### 【生活保護】



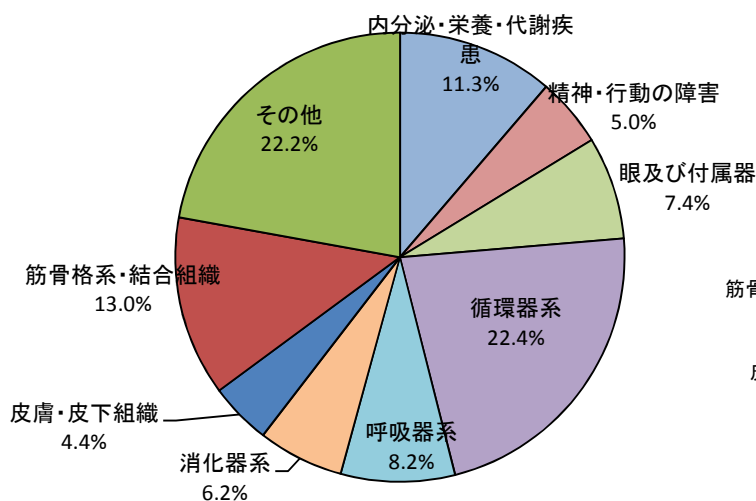
### 【参考】医療保険



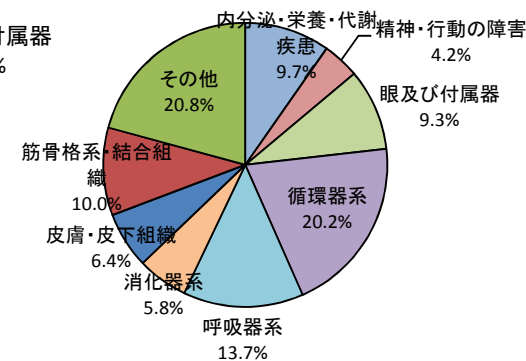
## <入院外>

医療保険とほぼ同様の構成割合となっている。

### 【生活保護】



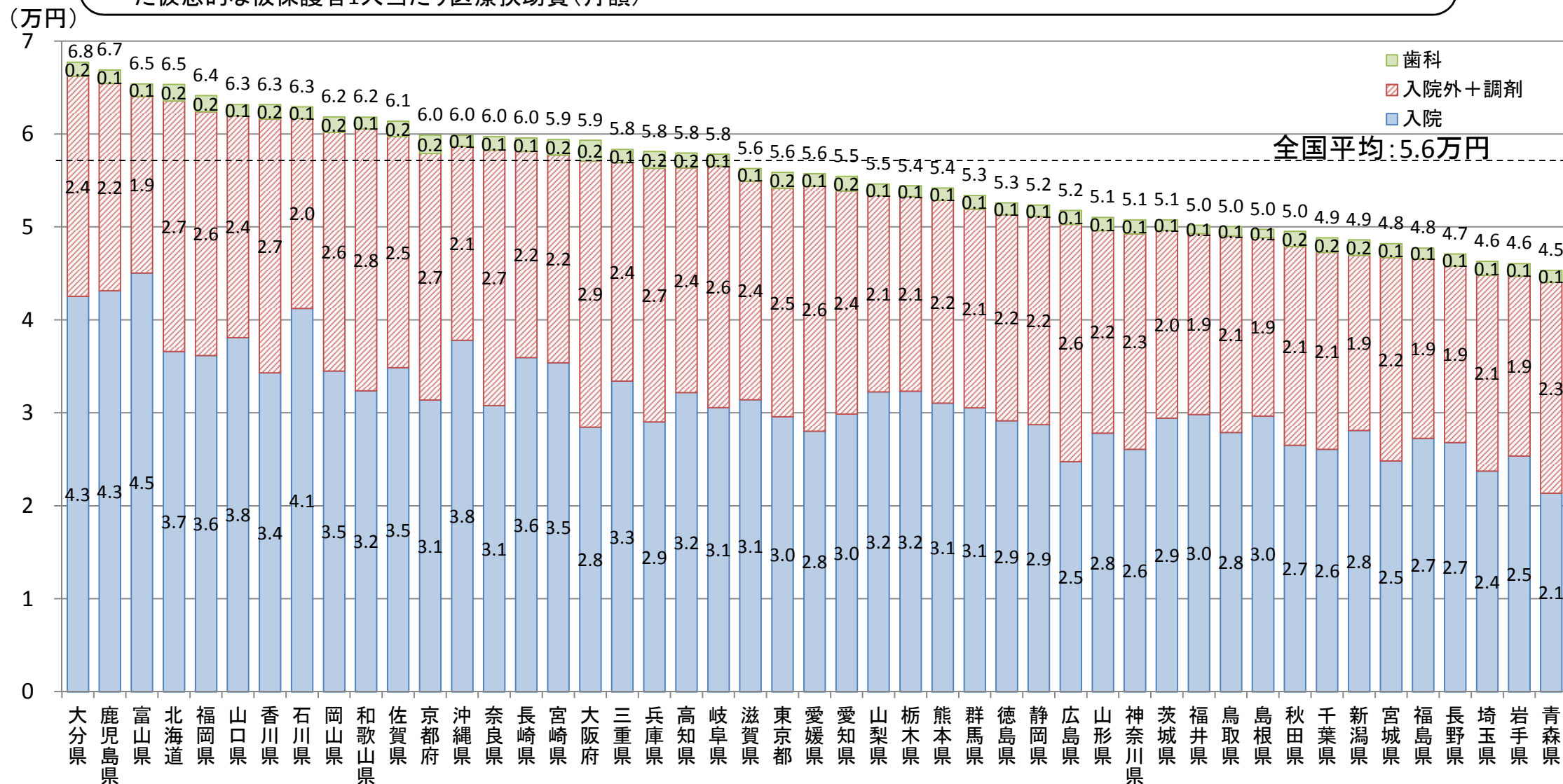
### 【参考】医療保険



注: 医療扶助については、自立支援医療(精神通院医療等)等、他の法令等による給付がある場合は当該給付が優先される。  
資料: 医療扶助実態調査(平成27年6月審査分)、平成25年度医療給付実態調査

# 都道府県別 年齢調整後被保護者1人当たり医療扶助費(月額) (平成26年6月審査分)

○ 都道府県別の被保護者1人当たり医療扶助費(月額)を性・年齢構成の違い等を除いた形(※)と比較すると、最も高い県と低い県で約2.3万円の差がある。  
 ※ 各都道府県の性・年齢階級別被保護者1人当たり医療扶助費(月額)と、全国の被保護者の性・年齢構成とで算出した仮想的な被保護者1人当たり医療扶助費(月額)



資料：第62回医療扶助実態調査（平成26年6月審査分）特別集計、平成26年度被保護者調査（年次調査）

# 生活保護における医療扶助の適正化対策

## (1) 後発医薬品の使用促進

- 医師が後発医薬品の使用が可能であると判断した場合は、後発医薬品の使用を原則化。また、生活保護法を改正し、後発医薬品の使用を促すことについて法律上明確化。
- 後発医薬品の使用割合のKPIを定め、福祉事務所において患者の服薬指導等を実施。  
KPI:2017年(平成29年)央までに75%、2017年央に80%以上とする時期を(2018年度を基本に)決定  
具体的取組:地方自治体における後発医薬品使用促進計画の策定、後発医薬品を使用しない患者の指導、使用割合が低い医療機関への要請 等

## (2) 指定医療機関の不正事案への対処

- 生活保護法を改正し、
  - ・ 指定医療機関の指定要件の明確化、更新制の導入など、指定医療機関制度を見直し。
  - ・ 国による指導等を可能とするなど、指定医療機関への指導体制を強化。

## (3) 頻回受診等の適正化

- 頻回受診者について、主治医への確認等を行った上で、適正受診に向けた指導を実施。
- 短期間に複数の医療機関を転院する者について、主治医への確認等を行った上で、必要な退院指導等を実施。
- 長期入院患者について、入院継続の必要性を検討し、地域移行のための支援を実施。
- 同一月に複数の医療機関から向精神薬を処方されている者に対し、受診指導を実施。

## (4) 健康管理支援の推進

- 生活習慣病の重症化予防事業を実施。
- 改革工程表を踏まえ、生活習慣病予防のための健康管理支援の仕組みについて検討中。



# 医療扶助におけるレセプトを使用した適正化の取組

## ◆ レセプト点検の実施

- 全ての医療扶助レセプトについて、各自治体においてレセプト点検を実施し、過誤が認められるレセプトは遅滞なく過誤調整を行う。  
【資格点検】福祉事務所が発行した医療券等に基づく有効なレセプトであるか否かを審査  
【内容点検】診療報酬の算定ルール等に基づき適切な請求となっているか否かを審査

## ◆ レセプトを活用した適正受診の徹底等

### (1) 頻回受診者に対する適正受診指導 (H12~)

- 同一傷病により、同一月内に同一診療科目を15日以上受診している月が3か月以上継続している者への指導

### (2) 長期入院患者に対する退院促進 (S45~)

- 入院期間が180日を超える者について、入院継続の必要性を確認の上、退院の可能性について検討

### (3) 向精神薬等の重複処方に対する適正受診指導 (H22~)

- 向精神薬等について、複数の医療機関から重複処方を受けている者への指導

### (4) その他の適正受診指導等

- 長期外来（同一傷病による継続外来受診）、重複受診（同一傷病で複数の医療機関を受診）等に対する指導
- 請求に特徴のある医療機関検索、自立支援医療の優先適用確認、後発医薬品の普及傾向確認等

### 【診療報酬明細書点検等充実事業】

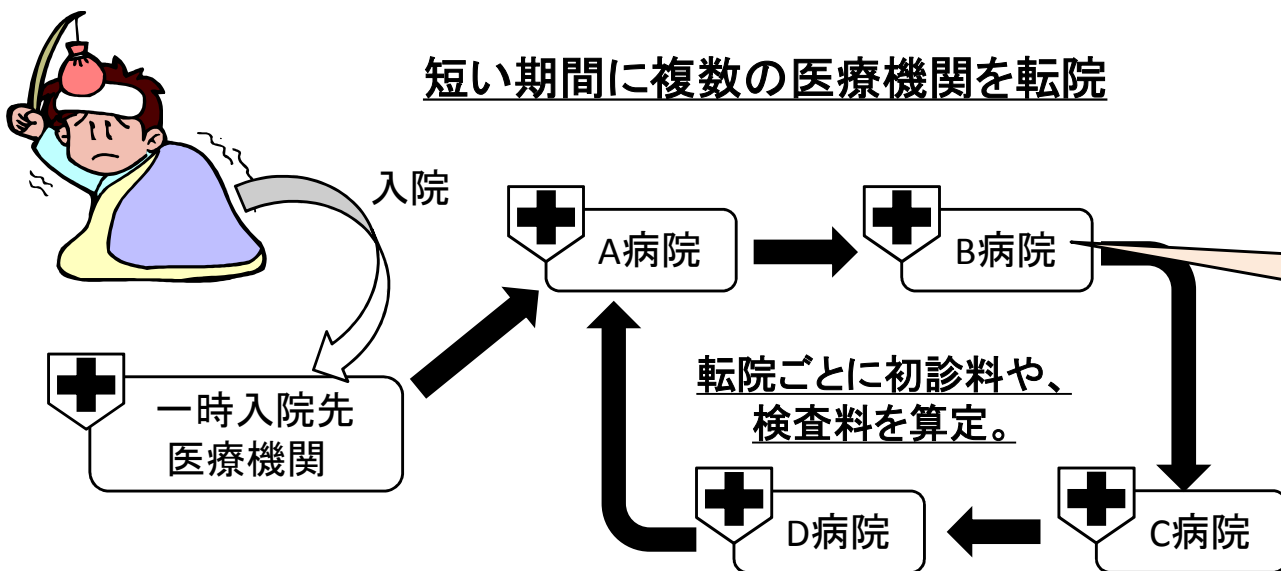
- 国から3/4を補助。
- 824自治体に対し、約16億円を補助。  
(平成27年度)
- 外部委託又は嘱託職員の雇用等により、診療報酬明細書の資格審査、内容点検(単月・縦覧)を強化し、診療報酬の決定の適正化を図るとともに、指定医療機関による診療報酬の適正化を図る。

## ◆ 電子レセプトを活用した上記取組の強化(生活保護レセプト管理システムの導入)

- レセプトの電子化に伴い、生活保護レセプト管理システムを導入し、全国の自治体で運用 (H23~)。  
(レセプト点検の効率的・効果的实施)
  - ・ 医療券データとの突合による資格点検を自動的に実施
  - ・ 紙レセプトに比べレセプトの管理・抽出が格段に効率化されることにより効果的な内容点検を実施
- システム改修により抽出機能を強化 (H24)
  - ・ 適正受診指導対象者を容易に抽出することを可能とし、迅速かつ的確な指導を実施

# 頻回転院患者に関する対応(通知概要)

## 短い期間に複数の医療機関を転院



※ 会計検査院指摘、総務省行監、地方自治体からのヒアリングに基づき作成

## 入院患者が転院を行うケースの対応について規定

- ① 転院に当たっては、指定医療機関は、福祉事務所に対し、転院を必要とする理由、転院先予定医療機関等につき、転院前に連絡を行う。  
※ 連絡書面については、新たに定めた様式を用いる。
- ② 福祉事務所は、①の連絡を受けた場合、転院の必要性について嘱託医に協議しつつ、検討を行う。
- ③ 福祉事務所は、レセプト点検等により、検査等、適切な医療が行われているか検討を行う。  
※ ②、③において、医学的判断に疑義がある場合には、必要に応じて都道府県本庁へ助言を求める。また、都道府県本庁は必要に応じて医療扶助審議会へ諮る。
- ④ 都道府県等は、必要に応じて、個別指導を実施する。

頻回転院を行っている者については、福祉事務所で実態把握を行う。

「90日間に居宅に戻ることなく2回以上続けて転院があった者」について、対象者とする。

CWは、該当者について名簿を整備する。  
転院について、転院前に転院要否の事前検討が行われていないケースについては、当該ケースの入院に係る要否意見書、レセプト等を準備。

嘱託医は、入院継続の必要性等、患者の状態について主治医に確認する必要があるか否か検討。  
※ 必要に応じて、業務委託医や、本庁嘱託医を活用。

主治医への確認が必要とされたケースについて、CWが実態把握等を行う。

入院継続

別の医療機関  
へ措置

地域へ移行

頻回転院の対応状況については、毎年度、4月末に国へ報告。(対象者数、措置状況等)

# 生活保護受給者の健康管理支援等 について

(第5回生活保護受給者の健康管理支援等  
に関する検討会 参考資料)

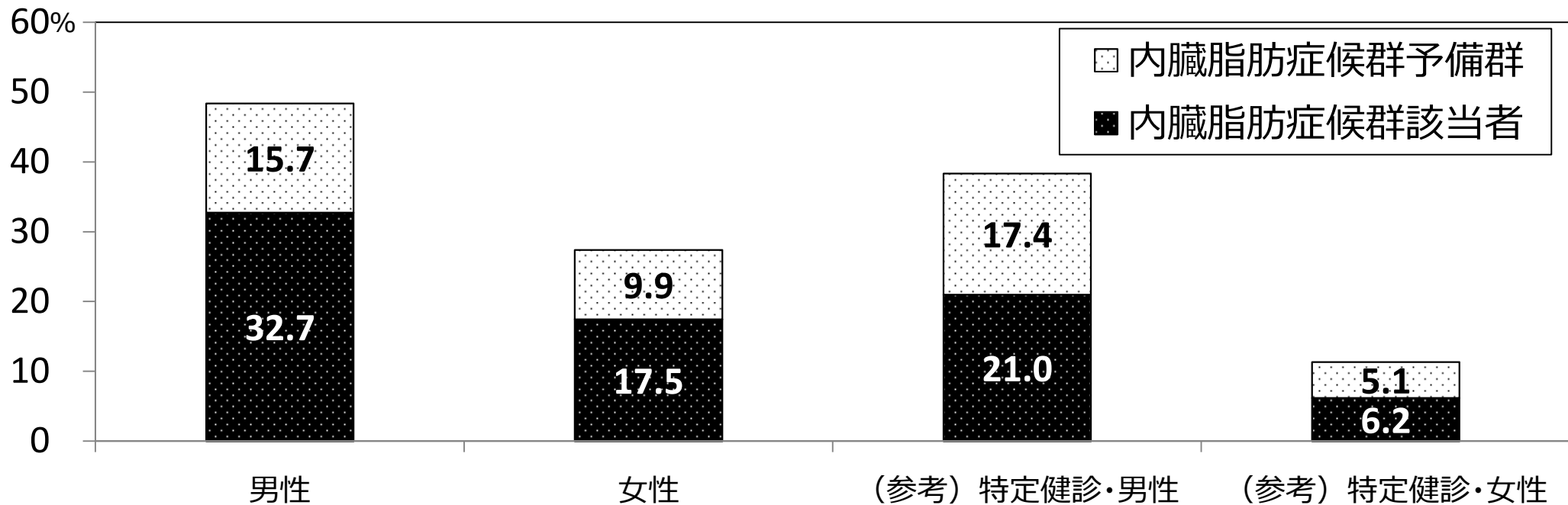
第5回 生活保護受給者の健康管理 支援等に関する検討会	参考 資料
平成29年4月7日	

# 1. 生活保護受給者の健康等の状況



# 生活保護受給者の健診結果（健康増進法による健康診査の結果より）

- 受診者 108,441名、健診対象者 1467,248名、受診率 7.4%  
（参考）H25 特定健診受診者 25,096,648名、受診率 47.6%
- 内臓脂肪症候群予備群及び該当者は、男性48.4%、女性27.4%  
（参考）H25 特定健診 男性38.4%、女性11.3%

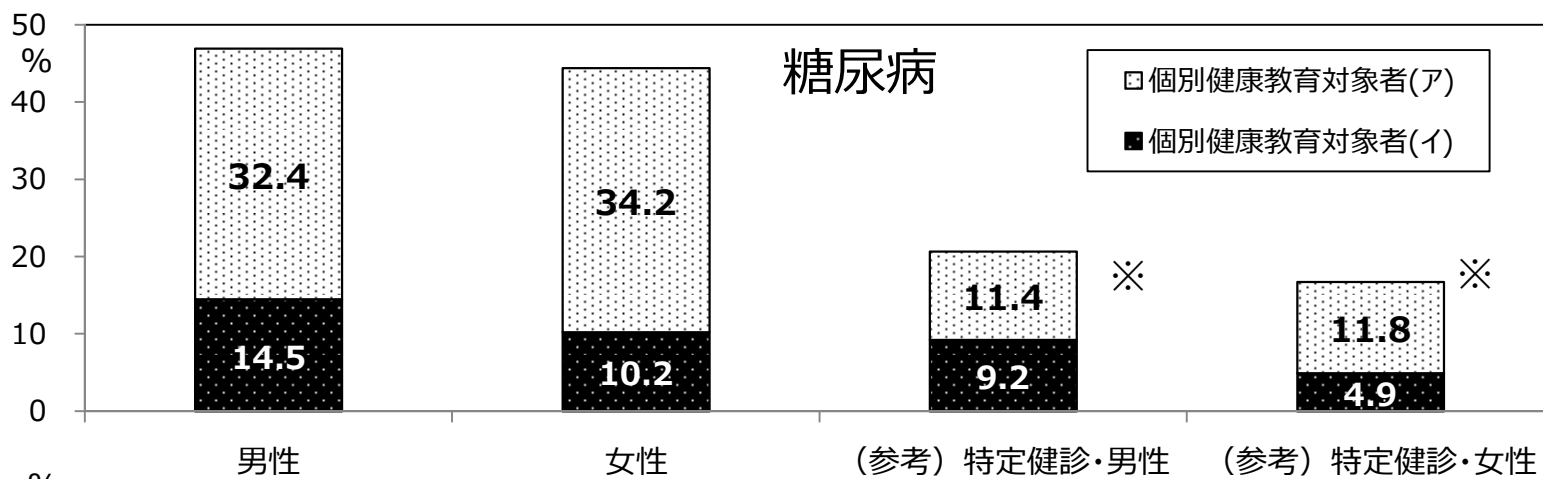


出典：平成25年度特定健康診査・特定保健指導の実施状況に関するデータ及び平成26年度地域保健・健康増進事業報告より保護課にて作成

## 〈メタボリックシンドロームの判定基準〉

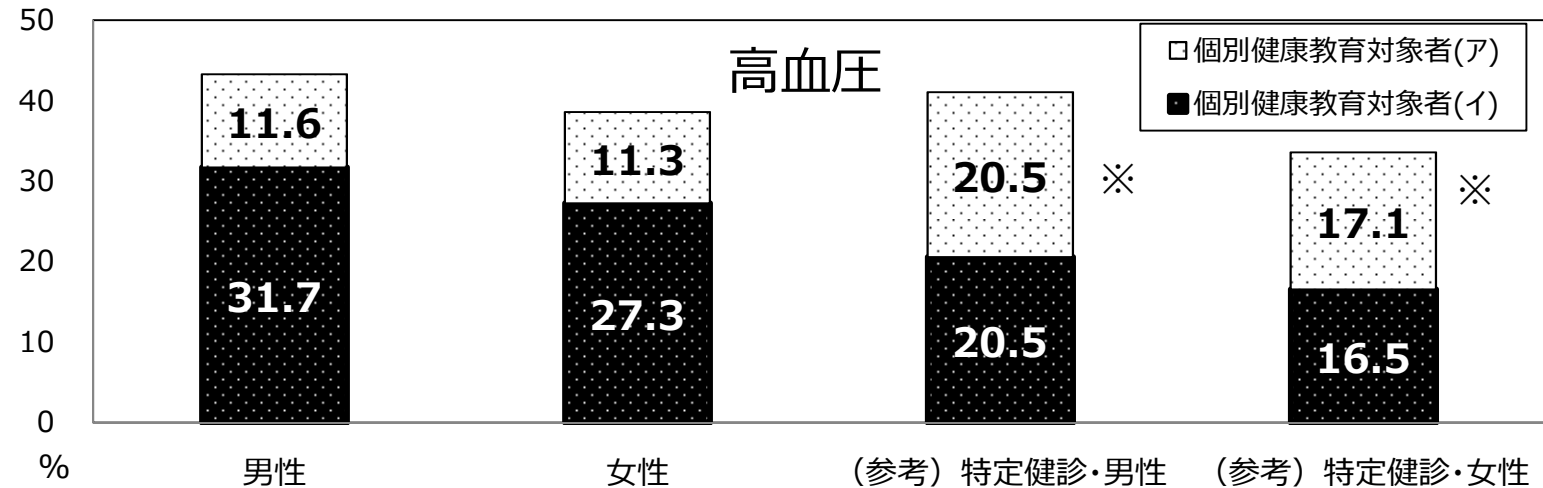
腹囲	追加リスク		
	①血糖	②脂質 ③血圧	
≥85cm（男性）	2つ以上該当		メタボリックシンドローム基準該当者
≥90cm（女性）	1つ該当		メタボリックシンドローム予備群該当者

(\*) ①血糖：空腹時血糖110mg/dl以上、②脂質：中性脂肪150mg/dl以上、またはHDLコレステロール40mg/dl未満、  
③血圧：収縮期130mmHg以上、または拡張期85mmHg以上



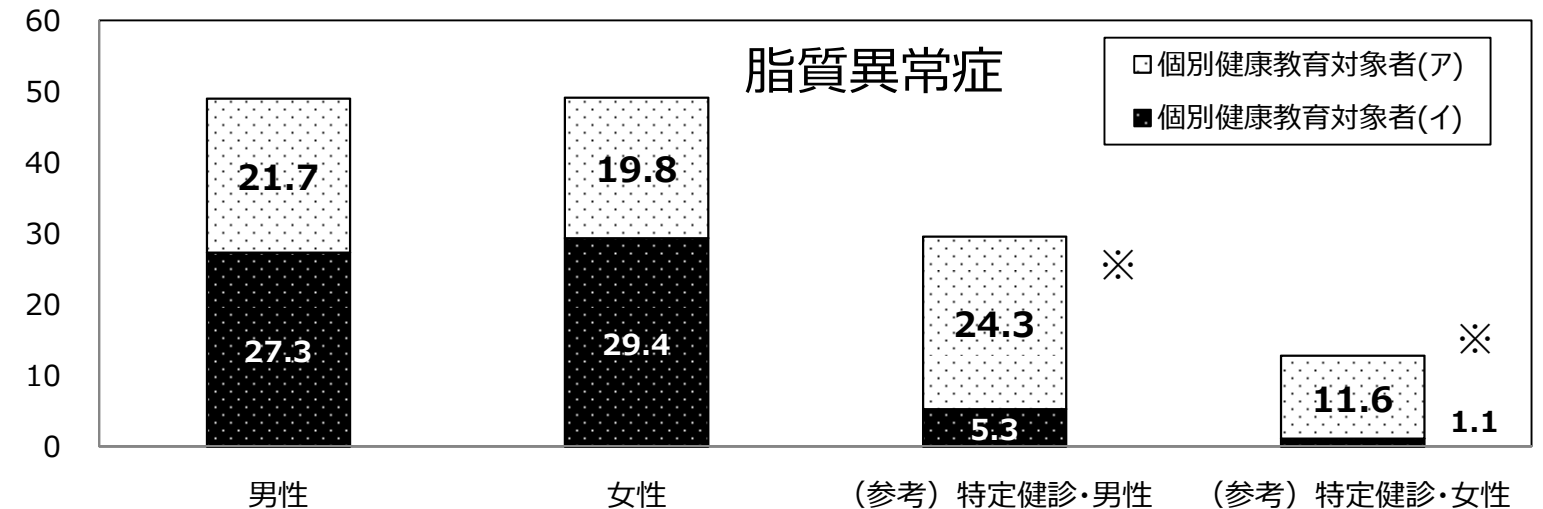
○個別教育対象者(ア)  
 (HbA1c5.6~6.5%未満(NGSP)  
 等)が男女ともに約30%以上、個別  
 教育対象者(イ)  
 (HbA1c6.5%以上等)が  
 男女ともに10%以上と受診者の中で  
 糖尿病のリスク保持者が多い。

※(参考)H22 特定健診  
 白棒： HbA1c 5.6~6.1%  
 黒棒： HbA1c 6.1%以上 ( J D S )



○個別教育対象者(ア) (収縮期血  
 圧130~140mmHg未満  
 等)よりも個別教育対象者(イ)  
 (収縮期血圧140mmHg以上等)の  
 方が多く、より高血圧リスクの高い者が  
 多い。

※(参考)H22 特定健診  
 白棒： 収縮期血圧130~140mmHg  
 黒棒： 収縮期血圧140mmHg以上



○個別教育対象者(ア)  
 (中性脂肪150~300mg/dl未満  
 等)よりも個別教育対象者(イ)  
 (中性脂肪300mg/dl以上等)の方  
 が多く、脂質代謝異常。

※(参考)H22 特定健診  
 白棒 中性脂肪150~300mg/dl  
 黒棒 中性脂肪300mg/dl以上

# 生活保護受給者の健康意識等

## 1. 生活保護受給者の健康意識

- 生活保護受給者は一般世帯と比較して、健康意識が「あまり良くない」「良くない」である者が多い。
- また、仕事をしていない者は仕事をしている者に比較して健康状態が良くない者が多く、健康状態が就労状況にも影響を及ぼしている。

	良い	まあ良い	普通	あまり良くない	良くない
被保護世帯	12.2%	8.3%	29.2%	37.5%	12.9%
仕事あり	19.5%	10.1%	38.1%	28.7%	3.7%
仕事なし	8.6%	7.5%	25.8%	41.3%	16.8%
一般世帯	18.0%	16.8%	49.9%	13.2%	2.1%

## 2. 生活保護受給者の食事、運動、社会活動の状況

- 生活保護受給者は一般世帯と比較して、適切な食事習慣や運動習慣ができていない。
- また、生活保護受給者は社会活動等について疎遠気味である。

		被保護世帯	一般世帯
食事	規則正しい食事をしている	78%	85%
	新鮮な食材で調理をしている	74%	85%
	栄養のバランスをとって食事している	66%	78%
	献立の種類を増やすようにしている	52%	64%
運動	普段から散歩、体操、ジョギングや他のスポーツをしている	37%	54%
活社会	ここ1年ほどの間にボランティアや社会活動に参加した	31%	47%

### 【出典】

- ・ 平成22年家庭の生活実態及び生活意識に関する調査
- ・ 平成22年国民生活基礎調査

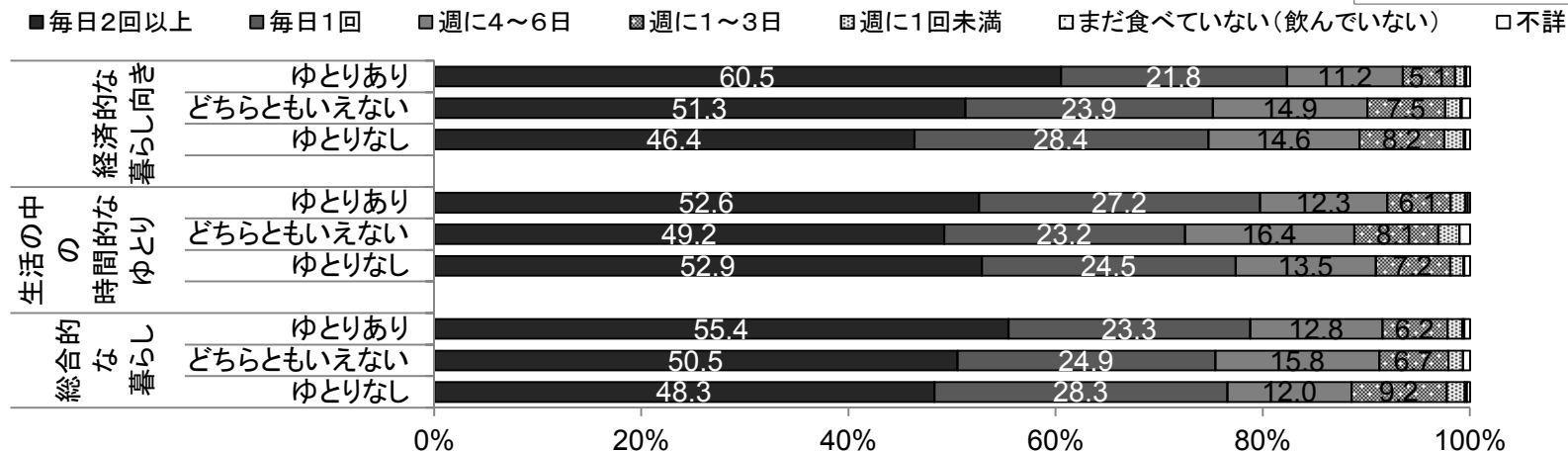
# 子どもの食生活について

- 生活保護世帯の子どもの食生活が、経済的な暮らし向きが「ゆとりなし」の家庭と同様である可能性が高い。
- 世帯全体を支援することで、子どもの食生活の改善につながる影響を及ぼすことができる可能性がある。

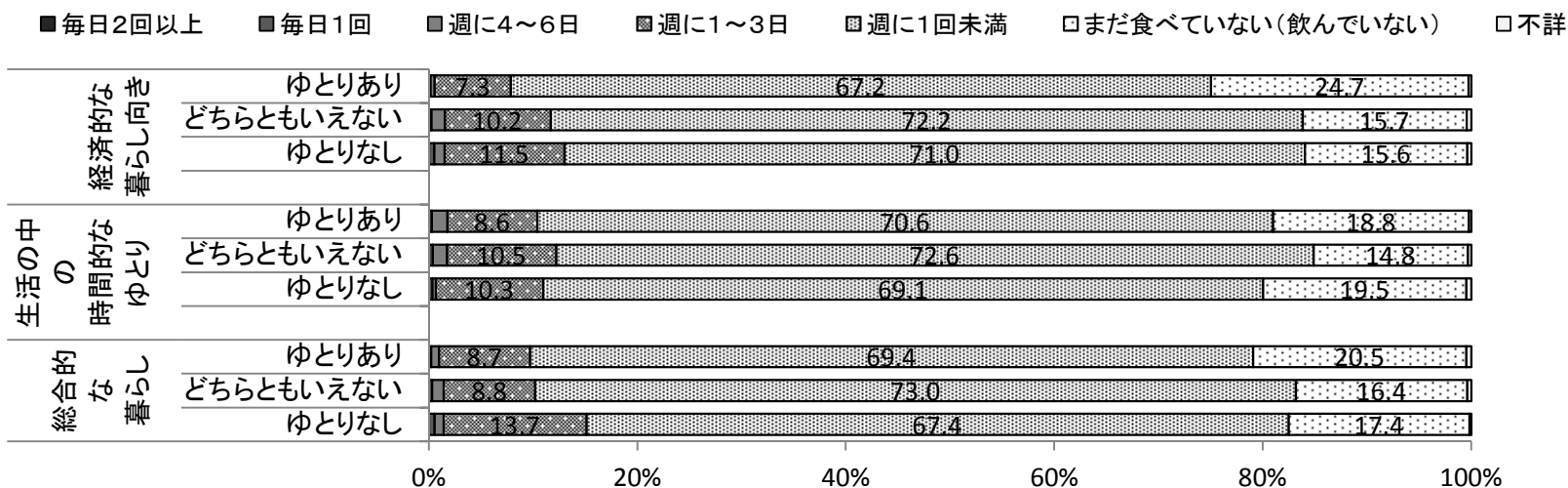
社会経済的要因別に、主要な食物の摂取頻度をみると、経済的な暮らし向きにおいて、有意な差がみられた項目が多かった。具体的には、魚、大豆・大豆製品、野菜、果物は、経済的な暮らし向きが「ゆとりあり」で摂取頻度が高い傾向がみられ、菓子（菓子パン含む）、インスタントラーメンやカップ麺は、経済的な暮らし向きが「ゆとりなし」で摂取頻度が高い傾向がみられた。

平成27年度乳幼児栄養調査結果

## 野菜



## インスタントラーメンやカップ麺





# 東京足立区 子どもの健康・生活実態調査

- 平成27年度に足立区内の公立小学校に在籍する全小学1年生を対象に実施（対象 児童 5,355人.有効回答率80.1%）
- 生活困難世帯の子どもは、適切な生活習慣・食習慣・運動習慣が確立されていない可能性が高く、虫歯や肥満など健康への影響が出ている。

平成27年度厚生労働科学研究費 小中学生の食行動の社会格差是正に向けた政策提案型研究 資料

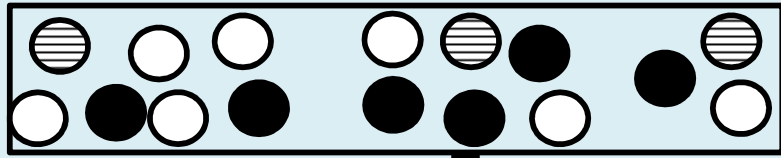
	非生活困難世帯 (3182人)		生活困難世帯 (1047人)		全体 (4291人)	
	人数	(%)	人数	(%)	人数	(%)
体格・過体重	373	12.3	163	16.2	536	13.2
歯磨きの頻度（1日1回以下）	703	22.1	337	32.3	1040	24.7
虫歯の本数（5本以上）	319	10.1	205	19.7	524	12.5
就寝時間が決まっている	2991	94.1	922	88.1	3913	92.6
運動習慣（ほとんど・全くしない）	274	8.6	150	14.4	424	10.0
テレビ・動画の視聴時間（3時間以上）	327	10.3	189	18.1	516	12.2
コンピュータゲームの時間（1時間以上）	585	18.5	315	30.4	900	21.3
留守番の頻度（週1回以上）	263	8.3	162	15.5	425	10.1
朝食摂取頻度（毎日食べる）	3067	96.5	928	88.6	3995	94.5
夕食の摂取状況（家族と一緒に食べる）	3077	96.7	987	94.6	4064	96.2
自宅での調理頻度（毎日作る）	2674	84.1	809	77.6	3483	82.5
砂糖入りジュースを飲む頻度（毎日2回以上）	183	6.3	112	11.7	295	7.7
お菓子の摂取習慣（決まった時間に食べる）	2051	70.9	583	60.8	2634	68.4

※生活困難世帯は、足立区の調査では①世帯年収300万円未満②生活必需品の非所有③過去1年間に経済的理由でライフラインの支払が出来なかった経験のいずれか1つでも該当する世帯と定義

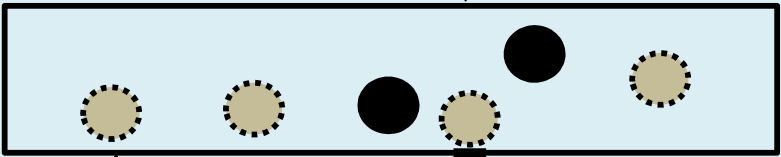
## 2. 生活保護受給者に対する 生活習慣病予防・重症化予防のための 健康管理支援

# 支援対象者の絞り込み方・支援の順位の付け方

## 現状



CWが  
ケースワークで  
生活習慣病を発見

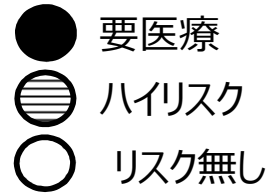


CWが支援が必要と判断した者を  
支援

健診未受診・  
生活習慣病での  
医療機関未受診・  
自覚症状がない  
生活習慣病予備群  
などの者は発見できない

個別支援

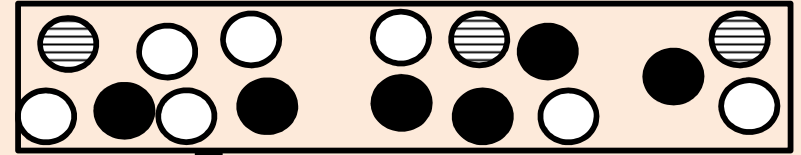
一部の者のみ支援



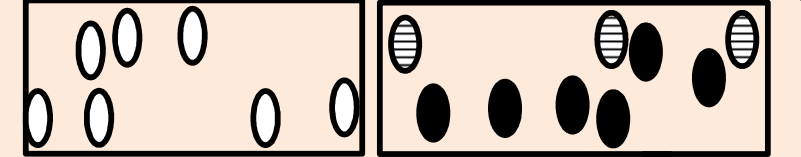
データを分析し  
受給者全体への  
健康支援の  
戦略・方針を作成

受給者の身体的・社会的機能に応じた  
個別アセスメント・支援計画作成

## 今後の方向性



40歳から74歳の健診データ・レセプト・  
その他健康データ等を利用し、  
データに基づき生活習慣病と  
その予備群を発見



・本人の生活スキル  
・健康意識  
・家庭状況  
などを考慮し、支援の順位を  
つけて取り組む

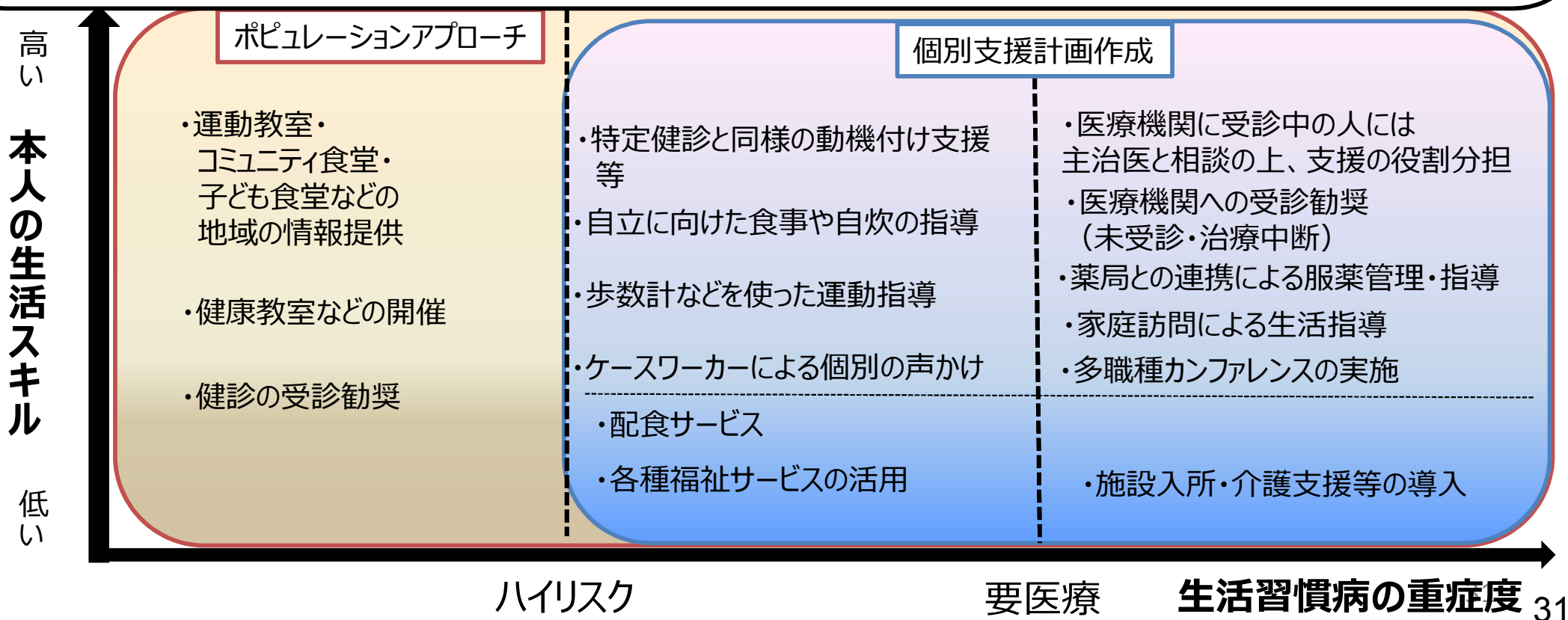
取組順位  
①

取組順位  
②

様々な関係者が協働し、本人の  
日常生活に密着した支援を行う。

# 健康管理支援の内容・方法

- 生活習慣病等の治療が必要であるが、医療機関に受診していない者、又は治療を中断している者については、まず医療機関への受診を勧奨する。その際に、支援者が受診に付き添うことも考えられる。
- 個人への支援は、既存の社会資源を最大限活用し、不足する部分は福祉事務所が自ら支援を行うことで、総合的に受給者の健康を支援する。受給者を支援する関係者が協力して、本人の日常生活に密着した支援を行う。
- 個別支援計画は、本人の生活スキルと生活習慣病の二軸で階層化を行い、個々の能力や実現可能な目標に合わせて作成する。個別支援計画の対象以外の者に対する支援としては、地域の社会資源を利用を促すなどし、生活保護受給者全体の健康増進をはかる。
- 生活習慣病により医療機関に受診中である場合には、福祉事務所による生活面の支援の内容について主治医と十分に調整する。





# 生活保護受給者の健康管理支援事業の流れ

生活保護受給者への健康管理支援は、福祉事務所がレセプト・健診情報等のデータを手に入れ、その分析に基づき、PDCAサイクルで効果的・効率的に実施していく。

## 【PLAN】

- 生活保護受給者全体としての方針をたてる。
- 支援対象者を一定の基準を設けて絞り込み、取組の順位をつけ、複数年を単位とする個別支援計画を作成する。また、支援計画は受給者の生活背景因子や、生活スキル、生活習慣病の重症度等を踏まえて作成する。
- 個別支援計画を作成しない者に対しては、地域の資源の活用や集団としての支援を行う。
- 長期目標・短期目標をたて、効果の指標を設定する。

## 【ACTION】

- 中間評価で大きな改善が見られた者は、支援の濃度を経過観察に変えるなど、必要な見直しを行う。
- 最終評価にて、行った振り返りにより、支援プランの見直しを行う。
- 改善の好事例を蓄積し、類型化して標準化を目指す。

## 【CHECK】

- 1年ごとに中間評価を行う。
- 複数年を単位として最終評価を行い、振り返りを行う。
- 個人、集団、事業単位でストラクチャー・プロセス・アウトカム評価を行う。
- 検査結果の改善だけでなく、生活習慣の改善や自立の程度など、社会的な指標も測定項目とする。

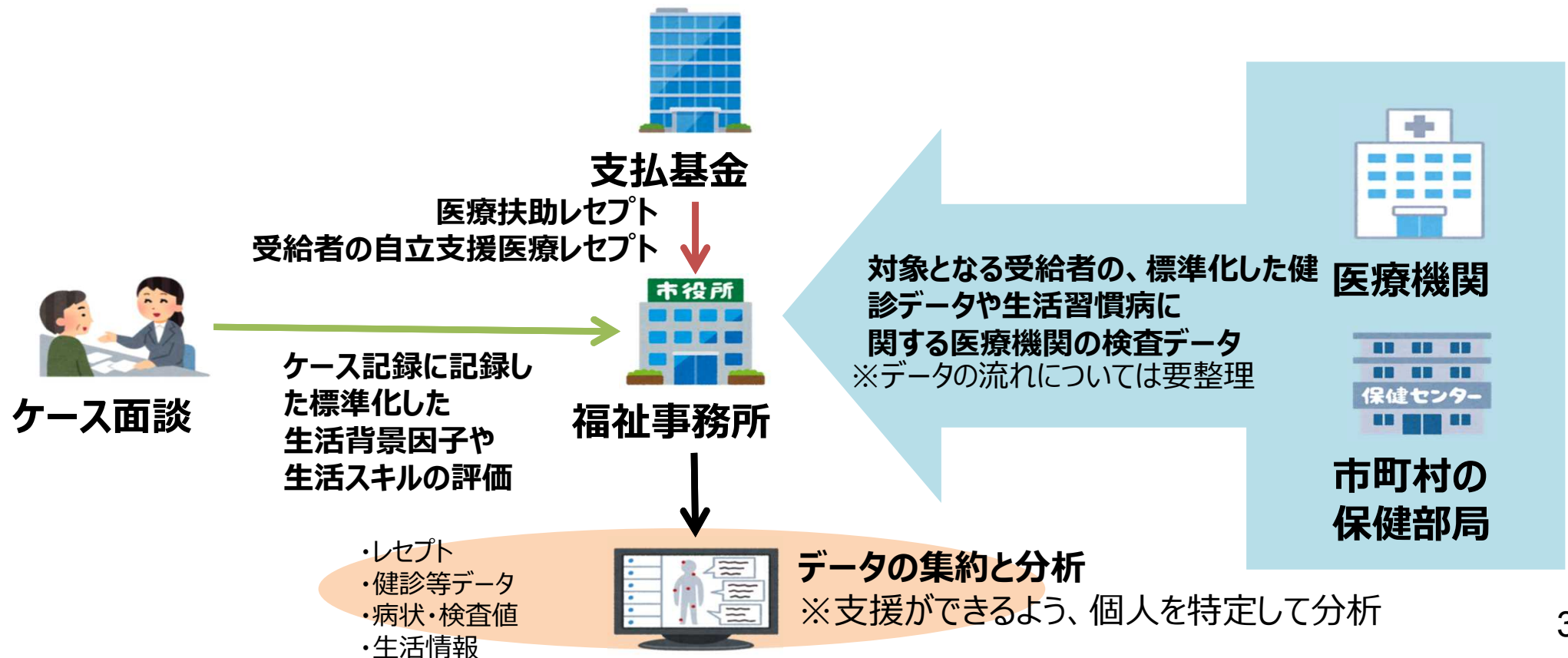
## 【DO】

- 事業委託も含めた多職種での支援を行う。
- 地域の社会資源や、自治体で既に行っている健康づくり施策との連携を図る。

### 3. 生活保護受給者の健康増進に関するデータインフラの整備

# 福祉事務所が活用するためのデータインフラの整備

- 医療保険の行うデータヘルス計画と同様に、生活保護受給者についてもデータに基づいた生活習慣病の予防・重症化予防対策を進める必要がある。
- 福祉事務所において、支援の対象となる受給者の医療費等レセプト、健診等データを入手し、地域課題の分析や、生活習慣病の該当者等を抽出する機能を有したデータ分析のシステムを整備する。
- ケース記録等から、受給者の生活背景や生活スキルのデータを組み合わせ、対象者を絞り込む機能や、個別の支援計画の策定を補助する機能については、知見を蓄積しながら、将来的なシステム導入を目指す。



# 国において生活保護受給者の健康・医療について 分析するためのデータインフラの整備

- 医療保険では、医療費適正化計画の作成・実施・評価に資する調査及び分析を行うため、レセプト情報・特定健診等情報データベース（ナショナルデータベース：通称NDB）が整備されているが、生活保護受給者の医療扶助費等を通年的に国として分析する仕組みがない。
- 生活保護制度においても、医療費等レセプトと健診等データを用いて、生活保護受給者の健康状態や医療費の調査・分析を行うために、全国の受給者に係る匿名化された健康・医療データベースを整備する。

